

## 中野区立図書館ホームページに掲載する広告の取扱いに関する要綱実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、中野区立図書館ホームページに掲載する広告の取扱いに関する要綱の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この実施細目で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

### (掲載期間)

第3条 要綱第7条に規定する掲載期間は、掲載開始月の最初の開館日から掲載終了月の最後の開館日までとする。

### (公募の方法及び期間)

第4条 要綱第8条第3項に規定する公募の方法及び期間は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 公募方法

図書館ホームページへの掲載及び館内掲示その他の方法により行うものとする。

#### (2) 公募期間

申込みは随時受け付ける。広告掲載者に応募しようとする者は、掲載を希望する最初の月の前々月末日までに申し込むものとする。

### (広告原稿の提出)

第5条 要綱第11条第1項に規定する広告原稿の提出期日は、掲載の決定した最初の月の前月20日までとする。

### (掲載料)

第6条 要綱第12条第1項に規定する掲載料の支払期日は、掲載の決定した最初の月の前月20日までとする。

2 要綱第12条第2項に規定する掲載料の額は、当該広告の掲載月数に、次に掲げる掲載期間に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額に消費税を加算した額とする。

(1) 5か月以下 10,000円

(2) 6か月以上8か月以下 9,000円

(3) 9か月以上11か月以下 8,500円

(4) 12か月 8,000円

## 附 則

- 1 この実施細目は、平成26年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による広告掲載者の募集等の手続その他広告の掲載に当たり必要な行為は、この実施細目の施行前においても行うことができる。